

組合員貯金申請書(県職員である共済組合員用)

組合員番号	組合員氏名	所属所コード	所属所名	(派遣先団体名)

(職員派遣又は退職派遣により派遣中の方で、派遣先から給料が支給されている方は、派遣先団体名を記入してください。)

【以下、申請する項目に「○」を付し、必要事項を記入してください。】

地方職員共済組合愛知県支部貯金規程及び地方職員共済組合愛知県支部貯金事務取扱要領に基づき、上記のとおり申請します。

地方職員共済組合愛知県支部長 殿

令和 年 月 日

申請者

所屬所長

- この様式は、県職員である共済組合員のうち、総務事務システム(アイシステム)の利用が困難な方が、組合員貯金の各種登録を行う際に使用します。
 - この申請書は、必要事項を記入し、所属所経由で総務事務センターへ提出してください。(総務事務センターにおいて代行入力を行い、必要に応じて地方職員共済組合愛知県支部へ提出します。)
 - 提出期限は、毎月、アイシステム入力期限(通常は月末)の2日前(必着)で、申請内容の反映は、提出月の翌月となりますので、ご注意ください。

組合員貯金(手当積立金)申請書(県職員である共済組合員用)

組合員番号	組合員氏名	所属所コード	所属所名	(派遣先団体名)

(職員派遣又は退職派遣により派遣中の方で、派遣先から給料が支給されている方は、派遣先団体名を記入してください。)

【以下、必要事項を記入してください。】

項目	内 容											
積立金登録・変更	積立額(手当等)	<input checked="" type="checkbox"/>	全額積立する(一万円単位)									
		<input type="checkbox"/>	積立しない									
		<input type="checkbox"/>	積立額を指定する	0	0	0	0	円				
令和	年	月分	注: 「全額積立する」、「積立しない」又は「積立額を指定する」のうち、該当する項目の左に○を付し、「積立額を指定する」の場合のみ金額を記入してください。 なお、(県の給与電算によらず)派遣先団体等から給料が支給されている方については、「全額積立する」を選択することはできません。									

地方職員共済組合愛知県支部貯金規程及び地方職員共済組合愛知県支部貯金事務取扱要領に基づき、上記のとおり申請します。

地方職員共済組合愛知県支部長 殿

令和 年 月 日

申請者

所属所長

- 1 この様式は、県職員である共済組合員のうち、総務事務システム(アイシステム)の利用が困難な方が、組合員貯金の手当積立額を登録する際に使用します。
- 2 この申請書は、必要事項を記入し、所属所経由で総務事務センターへ提出してください。(総務事務センターにおいて代行入力を行い、必要に応じて地方職員共済組合愛知県支部へ提出します。)
- 3 提出期限は、別途通知を参照してください。

組合員貯金申請書(県職員以外の共済組合員用)

組合員番号	組合員氏名	所属所コード	所属所名

【以下、申請する項目に「○」を付し、必要事項を記入してください。】

項目 ↓ 該当箇所に「○」	内 容											
新規加入 口座変更（注1） 令和 [] 年 [] 月分から	カナ氏名											
	郵便番号	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	一									
	住所（漢字）											
	給付金等振込口座 注2	金融機関名					支店名					
		口座種目	普通	口座番号 (右詰め)	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []							
		口座名義（か）										
	課税方法	[]	分離課税				[]	非課税（障害者等）注3				
	積立額（給料）	[] [] [] [] [] []	0	0	0	円						
注1：「口座変更」の場合は、「給付金等振込口座」欄のみ記入してください。 注2：「給付金等振込口座開設（変更）届」に記載の口座と同一口座を記入してください。 注3：「非課税」を選択される方は、「非課税貯蓄申告書」の提出等、別途手続きが必要です。 詳細は、「福利厚生事務の手引き 第9 組合員貯金」を参照してください。												
積立金変更 令和 [] 年 [] 月分から	積立額（給料）	[] [] [] [] [] []	0	0	0	円						
一時積立金 令和 [] 年 [] 月分につき	積立額（給料）	[] [] [] [] [] []	0	0	0	円						
	注：次に該当する場合に報告してください。 ・積立額を1ヶ月だけ変更する場合（積立額を変更した月の翌月以降は、変更前の積立額に戻ります。） ・分離課税で積立をしていた組合員が、新たに非課税貯蓄の申告を行う場合											
払出 年 [] 月 分	払出額	[] [] [] [] [] []	0	0	0	円						
	注：払出額は、払出月の前月末の残高の範囲内となります。											
解約 令和 [] 年 [] 月	積立額	給料	0円	6月期末手当等	0円	12月期末手当等	0円					
	注1：申請月の翌月を「解約年月」に記入してください。申請月の翌月20日付けで解約となります。 注2：非課税貯蓄申告を行っている方が解約をする場合は、「非課税貯蓄廃止申告書」の提出等、別途手続きが必要です。詳細は、「福利厚生事務の手引き 第9 組合員貯金」を参照してください。											
非課税関係	非課税申告額の変更	[] [] []	万円に変更する。									
	非課税貯蓄を廃止し、 分離課税に変更する。 (該当項目に「○」)	[]	① 非課税貯蓄制度の適用資格を喪失した。（障害の回復等）									
		[]	② 非課税貯蓄制度の有資格者であるが、非課税貯蓄を廃止する。									
	注：別途手続きが必要です。詳細は、「福利厚生事務の手引き 第9 組合員貯金」を参照してください。											

地方職員共済組合愛知県支部貯金規程及び地方職員共済組合愛知県支部貯金事務取扱要領に基づき、上記のとおり申請します。

地方職員共済組合愛知県支部長 殿

令和 [] 年 [] 月 [] 日

申請者

所属所長

1 この様式は、県職員以外の共済組合員が、組合員貯金の各種登録を行う際に使用します。

2 この申請書は、必要事項を記入し、所属所経由で地方職員共済組合愛知県支部へ提出してください。

3 提出期限は、毎月、月末（必着）で、申請内容の反映は、提出月の翌月となりますので、ご注意ください。

組合員貯金(手当積立金)申請書(県職員以外の共済組合員用)

組合員番号	組合員氏名	所属所コード	所属所名	(派遣先団体名)

【以下、必要事項を記入してください。】

項目	内容											
積立金登録・変更 令和 年 月分	積立額(手当等)	<input type="checkbox"/> 積立しない <input type="checkbox"/> 積立額を指定する	積立しない									
			<input type="checkbox"/>	0	0	0	0					
注: 「積立しない」又は「積立額を指定する」のうち、該当する項目の左に○を付し、「積立額を指定する」の場合のみ金額を記入してください。												

地方職員共済組合愛知県支部貯金規程及び地方職員共済組合愛知県支部貯金事務取扱要領に基づき、上記のとおり申請します。

地方職員共済組合愛知県支部長 殿

令和 年 月 日

申請者

所属所長

- 1 この様式は、県職員以外の共済組合員が、組合員貯金の手当積立額を登録する際に使用します。
- 2 この申請書は、必要事項を記入し、所属所経由で地方職員共済組合愛知県支部へ提出してください。
- 3 提出期限は、別途通知を参照してください。

組合員貯金申請書(県職員である共済組合員用)

組合員番号	組合員氏名	所属所コード	所属所名	(派遣先団体名)
1234567	共済 太郎	AB123	〇〇課	(△△公社)

(職員派遣又は退職派遣により派遣中の方で、派遣先から給料が支給されている方は、派遣先団体名を記入してください。)

【以下、申請する項目に「○」を付し、必要事項を記入】

非課税に該当する場合は、こちらに○をし、「注」を参照してください。

項目 ↓ 該当箇所に「○」											
新規加入 令和〇年△月分から	郵便番号	9	9	9	-	9	9	9	9		
	課税方法	○	分離課税					非課税(障害者等)			
	積立額(給料)				5	0	0	0	0	円	
注: 「非課税」を選択される方は、「非課税貯蓄申告書」の提出等、別途手続きが必要です。 詳細は、「福利厚生事務の手引き 第9 組合員貯金」を参照してください。											
積立 令和 年 月分から	(給料)							0			
	毎月の積立金額を記入してください。										
一時積立金 令和 年 月分につき	積立額(給料)						0	0	0	円	
	注: 次に該当する場合に報告してください。なお、2及び3の場合は、別途手続きが必要です。 詳細は、「福利厚生事務の手引き 第9 組合員貯金」を参照してください。 1 積立額を1ヶ月だけ変更する場合(積立額を変更した月の翌月以降は、変更前の積立額に戻ります。) 2 愛知県教育職員互助会が実施する「福祉貯金」からの積立金の移管を行う場合 3 分離課税で積立をしていた組合員で、新たに非課税貯蓄の申告を行う場合 4 退職派遣から復帰する際に一時積立を行う場合										
	払出	払出額						0	0	0	円
注: 払出額は、払出月の前月末の残高の範囲内となります。											
解約 令和 年 月	積立額	給料	0円	6月期末手当等	0円	12月期末手当等	0円				
	注1: 申請月の翌月を「解約年月」に記入してください。申請月の翌月20日付けで解約となります。 注2: 非課税貯蓄申告を行っている方が解約をする場合は、「非課税貯蓄廃止申告書」の提出等、別途手続きが必要です。詳細は、「福利厚生事務の手引き 第9 組合員貯金」を参照してください。										
	非課税関係	非課税申告額の変更				万円に変更する。					
	非課税貯蓄を廃止し、 分離課税に変更する。 (該当項目に「○」)		①	非課税貯蓄制度の適用資格を喪失した。(障害の回復等)							
			②	非課税貯蓄制度の有資格者であるが、非課税貯蓄を廃止する。							
注: 別途手続きが必要です。詳細は、「福利厚生事務の手引き 第9 組合員貯金」を参照してください。											

地方職員共済組合愛知県支部貯金規程及び地方職員共済組合愛知県支部貯金事務取扱要領に基づき、上記のとおり申請します。

地方職員共済組合愛知県支部長 殿

令和〇年〇月〇日

空欄のまま総務事務センターへ提出してください。
なお、公益法人等派遣法による派遣職員(第6条第2項該当者を除く)の場合は、派遣先団体の担当者が派遣先団体の長の記名をしてください。

申請者 **共済 太郎**
所属所長

- この様式は、県職員である共済組合員のうち、総務事務システム(アイシステム)の利用が困難な方が、組合員貯金の各種登録を行う際に使用します。
- この申請書は、必要事項を記入し、所属所経由で総務事務センターへ提出してください。(総務事務センターにおいて代行入力を行い、必要に応じて地方職員共済組合愛知県支部へ提出します。)
- 提出期限は、毎月、アイシステム入力期限(通常は月末)の2日前(必着)で、申請内容の反映は、提出月の翌月となりますので、ご注意ください。

記入例（積立金変更）

組合員貯金申請書(県職員である共済組合員用)

組合員番号	組合員氏名	所属所コード	所属所名	(派遣先団体名)
1234567	共済 太郎	AB123	〇〇課	(△△公社)

(職員派遣又は退職派遣により派遣中の方で、派遣先から給料が支給されている方は、派遣先団体名を記入してください。)

【以下、申請する項目に「○」を付し、必要事項を記入してください。】

項目 ↓ 該当箇所に「○」	内 容									
新規加入	郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号
	課税方法	分離課税	非課税(障害者等)							
令和〇年△月〇日	積立金変更に○を付けてください。	給料)	給料)							
		注：「外味税」を選択される方は、「非課税貯蓄申告書」の提出等、別途手続きが必要です。詳細は、「福利厚生事務の手引き 第9 組合員貯金」を参照してください。								
〇 積立金変更	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)
令和〇年△月分から	5	0	0	0	0	0	0	0	0	円
一時積立	積立額を変更する年月(申請月の翌月)を記入してください。	積立額を変更する年月(申請月の翌月)を記入してください。	積立額を変更する年月(申請月の翌月)を記入してください。	積立額を変更する年月(申請月の翌月)を記入してください。	積立額を変更する年月(申請月の翌月)を記入してください。	積立額を変更する年月(申請月の翌月)を記入してください。	積立額を変更する年月(申請月の翌月)を記入してください。	積立額を変更する年月(申請月の翌月)を記入してください。	積立額を変更する年月(申請月の翌月)を記入してください。	積立額を変更する年月(申請月の翌月)を記入してください。
令和〇年△月分につき	1 積立額を1ヶ月だけ変更する場合(積立額を変更した月の翌月以降は、変更前の積立額に戻ります。) 2 愛知県教育職員互助会が実施する「福祉貯金」からの積立金の移管を行う場合 3 分離課税で積立をしていた組合員で、新たに非課税貯蓄の申告を行いう場合 4 退職派遣から復帰する際に一時積立を行う場合	3の場合は、別途手続きが必要です。 注：「外味税」を選択される方は、「非課税貯蓄申告書」の提出等、別途手続きが必要です。詳細は、「福利厚生事務の手引き 第9 組合員貯金」を参照してください。	3の場合は、別途手続きが必要です。 注：「外味税」を選択される方は、「非課税貯蓄申告書」の提出等、別途手続きが必要です。詳細は、「福利厚生事務の手引き 第9 組合員貯金」を参照してください。							
払出	払出額	払出額	払出額	払出額	払出額	払出額	払出額	払出額	払出額	円
令和〇年△月分	注：払出額は、払出月の前月末の残高の範囲内となります。	注：払出額は、払出月の前月末の残高の範囲内となります。	注：払出額は、払出月の前月末の残高の範囲内となります。	注：払出額は、払出月の前月末の残高の範囲内となります。	注：払出額は、払出月の前月末の残高の範囲内となります。	注：払出額は、払出月の前月末の残高の範囲内となります。	注：払出額は、払出月の前月末の残高の範囲内となります。	注：払出額は、払出月の前月末の残高の範囲内となります。	注：払出額は、払出月の前月末の残高の範囲内となります。	円
解約	積立額	給料	0円	6月期末手当等	0円	12月期末手当等	0円	12月期末手当等	0円	円
令和〇年△月	注1：申請月の翌月を「解約年月」に記入してください。申請月の翌月20日付けで解約となります。 注2：非課税貯蓄申告を行っている方が解約をする場合は、「非課税貯蓄廃止申告書」の提出等、別途手続きが必要です。詳細は、「福利厚生事務の手引き 第9 組合員貯金」を参照してください。	注1：申請月の翌月を「解約年月」に記入してください。申請月の翌月20日付けで解約となります。 注2：非課税貯蓄申告を行っている方が解約をする場合は、「非課税貯蓄廃止申告書」の提出等、別途手続きが必要です。詳細は、「福利厚生事務の手引き 第9 組合員貯金」を参照してください。	注1：申請月の翌月を「解約年月」に記入してください。申請月の翌月20日付けで解約となります。 注2：非課税貯蓄申告を行っている方が解約をする場合は、「非課税貯蓄廃止申告書」の提出等、別途手続きが必要です。詳細は、「福利厚生事務の手引き 第9 組合員貯金」を参照してください。	注1：申請月の翌月を「解約年月」に記入してください。申請月の翌月20日付けで解約となります。 注2：非課税貯蓄申告を行っている方が解約をする場合は、「非課税貯蓄廃止申告書」の提出等、別途手続きが必要です。詳細は、「福利厚生事務の手引き 第9 組合員貯金」を参照してください。	注1：申請月の翌月を「解約年月」に記入してください。申請月の翌月20日付けで解約となります。 注2：非課税貯蓄申告を行っている方が解約をする場合は、「非課税貯蓄廃止申告書」の提出等、別途手続きが必要です。詳細は、「福利厚生事務の手引き 第9 組合員貯金」を参照してください。	注1：申請月の翌月を「解約年月」に記入してください。申請月の翌月20日付けで解約となります。 注2：非課税貯蓄申告を行っている方が解約をする場合は、「非課税貯蓄廃止申告書」の提出等、別途手続きが必要です。詳細は、「福利厚生事務の手引き 第9 組合員貯金」を参照してください。	注1：申請月の翌月を「解約年月」に記入してください。申請月の翌月20日付けで解約となります。 注2：非課税貯蓄申告を行っている方が解約をする場合は、「非課税貯蓄廃止申告書」の提出等、別途手続きが必要です。詳細は、「福利厚生事務の手引き 第9 組合員貯金」を参照してください。	注1：申請月の翌月を「解約年月」に記入してください。申請月の翌月20日付けで解約となります。 注2：非課税貯蓄申告を行っている方が解約をする場合は、「非課税貯蓄廃止申告書」の提出等、別途手続きが必要です。詳細は、「福利厚生事務の手引き 第9 組合員貯金」を参照してください。	注1：申請月の翌月を「解約年月」に記入してください。申請月の翌月20日付けで解約となります。 注2：非課税貯蓄申告を行っている方が解約をする場合は、「非課税貯蓄廃止申告書」の提出等、別途手続きが必要です。詳細は、「福利厚生事務の手引き 第9 組合員貯金」を参照してください。	円
非課税関係	非課税申告額の変更	非課税申告額の変更	非課税申告額の変更	非課税申告額の変更	非課税申告額の変更	非課税申告額の変更	非課税申告額の変更	非課税申告額の変更	非課税申告額の変更	万円に変更する。
	非課税貯蓄を廃止し、 分離課税に変更する。 (該当項目に「○」)	① 非課税貯蓄制度の適用資格を喪失した。(障害の回復等)	② 非課税貯蓄制度の有資格者であるが、非課税貯蓄を廃止する。							
	注：別途手続きが必要です。詳細は、「福利厚生事務の手引き 第9 組合員貯金」を参照してください。									

地方職員共済組合愛知県支部貯金規程及び地方職員共済組合愛知県支部貯金事務取扱要領に基づき、上記のとおり申請します。

地方職員共済組合愛知県支部長 殿

令和〇年〇月〇日

空欄のまま総務事務センターへ提出してください。
 なお、公益法人等派遣法による派遣職員(第6条第2項該当者を除く)の場合は、派遣先団体の担当者が派遣先団体の長の記名をしてください。

申請者 共済 太郎

所属所長

- この様式は、県職員である共済組合員のうち、総務事務システム(アイシステム)の利用が困難な方が、組合員貯金の各種登録を行う際に使用します。
- この申請書は、必要事項を記入し、所属所経由で総務事務センターへ提出してください。(総務事務センターにおいて代行入力を行い、必要に応じて地方職員共済組合愛知県支部へ提出します。)
- 提出期限は、毎月、アイシステム入力期限(通常は月末)の2日前(必着)で、申請内容の反映は、提出月の翌月となりますので、ご注意ください。

記入例（一時積立金）

組合員貯金申請書(県職員である共済組合員用)

組合員番号	組合員氏名	所属所コード	所属所名	(派遣先団体名)
1234567	共済 太郎	AB123	〇〇課	(△△公社)

(職員派遣又は退職派遣により派遣中の方で、派遣先から給料が支給されている方は、派遣先団体名を記入してください。)

【以下、申請する項目に「○」を付し、必要事項を記入してください。】

項目 ↓ 該当箇所に「○」	内 容										
新規加入	郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号	
	課税方法	分離課税	分離課税	分離課税	分離課税	分離課税	分離課税	分離課税	分離課税	非課税(障害者等)	
	令和 年 月 分から	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	0 0 0 円	
注に記載の場合は、一時積立に○を付け、金額を記入してください。 申告書の提出等、別途手続きが必要です。 組合員貯金」を参照してください。											
○ 一時積立金	積立金	積立金	積立金	積立金	積立金	積立金	積立金	積立金	積立金	積立金	
	令和 年	一時積立をする年月を記入してください。	一時積立をする年月を記入してください。	一時積立をする年月を記入してください。	一時積立をする年月を記入してください。	一時積立をする年月を記入してください。	一時積立をする年月を記入してください。	一時積立をする年月を記入してください。	一時積立をする年月を記入してください。	0 0 0 円	
	令和 ○ 年 △ 月 分につき	積立額(給料)	1 0 5 0	1 0 5 0	1 0 5 0	1 0 5 0	1 0 5 0	1 0 5 0	1 0 5 0	0 0 0 円	
注：次に該当する場合に報告してください。なお、2及び3の場合は、別途手続きが必要です。 詳細は、「福利厚生事務の手引き 第9 組合員貯金」を参照してください。 1 積立額を1ヶ月だけ変更する場合(積立額を変更した月の翌月以降は、変更前の積立額に戻ります。) 2 愛知県教育職員互助会が実施する「福祉貯金」からの積立金の移管を行う場合 3 分離課税で積立をしていた組合員で、新たに非課税貯蓄の申告を行う場合 4 退職派遣から復帰する際に一時積立を行う場合											
<p>注1 給料からの積立額を1ヶ月だけ変更する場合 ⇒ 1ヶ月だけ変更する積立額を記入してください。</p> <p>注2 愛知県教育職員互助会が実施する「福祉貯金」からの積立金の移管を行う場合</p> <p>注3 分離課税で積立をしていた組合員で、新たに非課税貯蓄の申告を行う場合 ⇒ 毎月積み立てる金額(例 50,000円) + 移管する金額(例 1,000,000円) = 合計額(例 1,050,000円) を記入してください。</p> <p>注4 退職派遣から復帰する際に一時積立を行う場合 ⇒ 每月積み立てる金額 + 派遣月数に9万円を乗じて得た額の範囲内で一時積立をしたい額 = 合計額 を記入してください。</p>											
		(該当項目に「○」)	② 非課税貯蓄制度の有資格者であるが、非課税貯蓄を廃止する。								
注：別途手続きが必要です。詳細は、「福利厚生事務の手引き 第9 組合員貯金」を参照してください。											

地方職員共済組合愛知県支部貯金規程及び地方職員共済組合愛知県支部貯金事務取扱要領に基づき、上記のとおり申請します。

地方職員共済組合愛知県支部長 殿

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

空欄のまま総務事務センターへ提出してください。
なお、公益法人等派遣法による派遣職員(第6条第2項該当者を除く)の場合は、派遣先団体の担当者が派遣先団体の長の記名をしてください。

申請者

共済 太郎

所属所長

- この様式は、県職員である共済組合員のうち、総務事務システム(アイシステム)の利用が困難な方が、組合員貯金の各種登録を行う際に使用します。
- この申請書は、必要事項を記入し、所属所経由で総務事務センターへ提出してください。(総務事務センターにおいて代行入力を行い、必要に応じて地方職員共済組合愛知県支部へ提出します。)
- 提出期限は、毎月、アイシステム入力期限(通常は月末)の2日前(必着)で、申請内容の反映は、提出月の翌月となりますので、ご注意ください。

記入例(払出)

組合員貯金申請書(県職員である共済組合員用)

組合員番号	組合員氏名	所属所コード	所属所名	(派遣先団体名)
1234567	共済 太郎	AB123	〇〇課	(△△公社)

(職員派遣又は退職派遣により派遣中の方で、派遣先から給料が支給されている方は、派遣先団体名を記入してください。)

【以下、申請する項目に「○」を付し、必要事項を記入してください。】

項目 ↓ 該当箇所に「○」	内 容										
新規加入 令和 年 月分から	郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号	
	課税方法	分離課税	分離課税	分離課税	分離課税	分離課税	分離課税	分離課税	分離課税	非課税(障害者等)	
	積立額(給料)	0	0	0	0	0	0	0	円		
注: 「非課税」を選択される方は、「非課税貯蓄申告書」の提出等、別途手続きが必要です。 詳細は、「福利厚生事務の手引き 第9 組合員貯金」を参照してください。											
積立金変更 令和 年 月分から	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	
	0	0	0	0	0	0	0	0	円		
一時積立金 令和 年 月分から	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	
	注: 次に該当する場合に報告してください。なお、2及び3の場合は、別途手続きが必要です。 詳細は、「福利厚生事務の手引き 第9 組合員貯金」を参照してください。 1ヶ月だけ変更する場合(積立額を変更) 育職員互助会が実施する「福祉貯金」から で積立をしていた組合員で、新たに非課税貯蓄の申告を行う場合										
	4 退職派遣から復帰する際に一時積立を行う場合	0	0	0	0	0	0	0	0	円	
払出 令和 年 △ 月 分	払出額	払出額	払出額	払出額	払出額	払出額	払出額	払出額	払出額	払出額	
	3 0 0	0	0	0	0	0	0	0	円		
注: 払出額は、払出月の前月末の残高の範囲内となります。											
解約 令和 年	払出する年月(申請月の翌月)を記入してください。 払出日は、申請月の翌月20日(金融機関が休日の場合は、翌日以降最初の金融機関営業日)となります。	0	0	0	0	0	0	0	0	円	
	0	0	0	0	0	0	0	0	円		
	0	0	0	0	0	0	0	0	円		
非課税関係	非課税申告額の変更	非課税申告額の変更	非課税申告額の変更	非課税申告額の変更	非課税申告額の変更	非課税申告額の変更	非課税申告額の変更	非課税申告額の変更	非課税申告額の変更	万円に変更する。	
	非課税貯蓄を廃止し、 分離課税に変更する。 (該当項目に「○」)	① 非課税貯蓄制度の適用資格を喪失した。(障害の回復等)	② 非課税貯蓄制度の有資格者であるが、非課税貯蓄を廃止する。	③ 非課税貯蓄制度の有資格者であるが、非課税貯蓄を廃止する。	④ 非課税貯蓄制度の有資格者であるが、非課税貯蓄を廃止する。	⑤ 非課税貯蓄制度の有資格者であるが、非課税貯蓄を廃止する。	⑥ 非課税貯蓄制度の有資格者であるが、非課税貯蓄を廃止する。	⑦ 非課税貯蓄制度の有資格者であるが、非課税貯蓄を廃止する。	⑧ 非課税貯蓄制度の有資格者であるが、非課税貯蓄を廃止する。	⑨ 非課税貯蓄制度の有資格者であるが、非課税貯蓄を廃止する。	
	注: 別途手続きが必要です。詳細は、「福利厚生事務の手引き 第9 組合員貯金」を参照してください。										

地方職員共済組合愛知県支部貯金規程及び地方職員共済組合愛知県支部貯金事務取扱要領に基づき、上記のとおり申請します。

地方職員共済組合愛知県支部長 殿

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

空欄のまま総務事務センターへ提出してください。
なお、公益法人等派遣法による派遣職員(第6条第2項該当者を除く)の場合は、派遣先団体の担当者が派遣先団体の長の記名をしてください。

申請者

共済 太郎

所属所長

- この様式は、県職員である共済組合員のうち、総務事務システム(アイシステム)の利用が困難な方が、組合員貯金の各種登録を行う際に使用します。
- この申請書は、必要事項を記入し、所属所経由で総務事務センターへ提出してください。(総務事務センターにおいて代行入力を行い、必要に応じて地方職員共済組合愛知県支部へ提出します。)
- 提出期限は、毎月、アイシステム入力期限(通常は月末)の2日前(必着)で、申請内容の反映は、提出月の翌月となりますので、ご注意ください。

記入例（解約）

組合員貯金申請書(県職員である共済組合員用)

組合員番号	組合員氏名	所属所コード	所属所名	(派遣先団体名)
1234567	共済 太郎	AB123	〇〇課	(△△公社)

(職員派遣又は退職派遣により派遣中の方で、派遣先から給料が支給されている方は、派遣先団体名を記入してください。)

【以下、申請する項目に「○」を付し、必要事項を記入してください。】

項目 ↓ 該当箇所に「○」	内 容										
新規加入 令和 年 月分から	郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号	郵便番号	
	課税方法	分離課税	分離課税	分離課税	分離課税	分離課税	分離課税	分離課税	分離課税	非課税(障害者等)	
	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	0 0 0 円	
注：「非課税」を選択される方は、「非課税貯蓄申告書」の提出等、別途手続きが必要です。 詳細は、「福利厚生事務の手引き 第9 組合員貯金」を参照してください。											
積立金変更 令和 年 月分から	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	0 0 0 円	
一時積立金 令和 年 月分につき	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	積立額(給料)	0 0 0 円	
	注：次に該当する場合に報告してください。なお、2及び3の場合は、別途手続きが必要です。 詳細は、「福利厚生事務の手引き 第9 組合員貯金」を参照してください。 1 積立額を1ヶ月だけ変更する場合(積立額を変更した月の翌月以降は、変更前の積立額に戻ります。) 2 愛知県教育職員互助会が実施する「福祉貯金」からの積立金の移管を行う場合 3 分離課税で積立をしていた組合員で、新たに非課税貯蓄の申告を行う場合 4 退職派遣から復帰する際に一時積立を行う場合										
払出	払出額	払出額	払出額	払出額	払出額	払出額	払出額	払出額	払出額	0 0 0 円	
令和 年 月	解約に○を付けてください。 出額は、払出月の前月末の残高の範囲内となります。										
解約 令和 ○ 年 △ 月	積立額	給料	0円	6月期末手当等	0円	12月期末手当等	0円				
注1：申請月の翌月を「解約年月」に記入してください。申請月の翌月20日付けで解約となります。 注2：非課税貯蓄申告を行っている方が解約をする場合は、「非課税貯蓄廃止申告書」の提出等、別途手続きが必要です。詳細は、「福利厚生事務の手引き 第9 組合員貯金」を参照してください。											
解約する年月(申請月の翌月)を記入してください。 解約日は、申請月の翌月20日、払出日は、解約日(金融機関が休日の場合は、翌日以降最初の金融機関営業日)となります。											
非課税関係	分離課税に変更する。 (該当項目に「○」)	② 非課税貯蓄制度の有資格者であるが、非課税貯蓄を廃止する。									
注：別途手続きが必要です。詳細は、「福利厚生事務の手引き 第9 組合員貯金」を参照してください。											

地方職員共済組合愛知県支部貯金規程及び地方職員共済組合愛知県支部貯金事務取扱要領に基づき、上記のとおり申請します。

地方職員共済組合愛知県支部長 殿

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

空欄のまま総務事務センターへ提出してください。
なお、公益法人等派遣法による派遣職員(第6条第2項該当者を除く)の場合は、派遣先団体の担当者が派遣先団体の長の記名をしてください。

申請者 共済 太郎
所属所長

- この様式は、県職員である共済組合員のうち、総務事務システム(アイシステム)の利用が困難な方が、組合員貯金の各種登録を行う際に使用します。
- この申請書は、必要事項を記入し、所属所経由で総務事務センターへ提出してください。(総務事務センターにおいて代行入力を行い、必要に応じて地方職員共済組合愛知県支部へ提出します。)
- 提出期限は、毎月、アイシステム入力期限(通常は月末)の2日前(必着)で、申請内容の反映は、提出月の翌月となりますので、ご注意ください。

組合員貯金(手当積立金)申請書(県職員である共済組合員用)

組合員番号	組合員氏名	所属所コード	所属所名	(派遣先団体名)
1234567	共済 太郎	AB123	〇〇課	(△△公社)

(職員派遣又は退職派遣により派遣中の方で、派遣先から給料が支給されている方は、派遣先団体名を記入してください。)

【以下、必要事項を記入してください。】

「全額積立する」、「積立しない」又は「積立額を指定する」のうち、該当する項目に○を付けてください。

項目														
積立金登録・変更	積立額(手当等)	全額積立する(一万円単位)												
		積立しない			新たに積み立てる金額を記入してください。									
		<input type="radio"/>	積立額を指定する	1	0	0	0	0	0	0	0	円		
令和	○年	△月分	注: 「全額積立する」、「積立しない」又は「積立額を指定する」のうち、該当する項目の左に○を付し、「積立額を指定する」の場合のみ金額を記入してください。 なお、(県の給与電算によらず)派遣先団体等から給料が支給されている方については、「全額積立する」を選択することはできません。											

積立額を変更する賞与支給年月を記入してください。

地方職員共済組合愛知県支部より提出する申請書類は、総務事務取扱要領に基づき、上記のとおり申請します。

地方職員共済組合愛知県支部長 殿

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

空欄のまま総務事務センターへ提出してください。
なお、公益法人等派遣法による派遣職員(第6条第2項該当者を除く)の場合は、派遣先団体の担当者が派遣先団体の長の記名をしてください。

申請者

共済 太郎

所属所長

- この様式は、県職員である共済組合員のうち、総務事務システム(アイシステム)の利用が困難な方が、組合員貯金の手当積立額を登録する際に使用します。
- この申請書は、必要事項を記入し、所属所経由で総務事務センターへ提出してください。(総務事務センターにおいて代行入力を行い、必要に応じて地方職員共済組合愛知県支部へ提出します。)
- 提出期限は、別途通知を参照してください。